

11. 春日部市自治会連合会慶弔及び表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部市自治会連合会（以下「連合会」という。）会則第21条の規定に基づき、会員等の慶弔及び表彰について必要な事項を定める。

(慶弔の基準)

第2条 連合会は、次の各号に該当する場合に祝金等を支給する。

- (1) 自治会が集会施設を新築した場合 祝金10,000円
- (2) 自治会会長が病気のため、2週間以上入院（ただし、同一の病気に起因する複数回の入院は除く。）した場合 見舞金5,000円
- (3) 自治会会長が死亡した場合 香典10,000円及び花輪1基または生花
- (4) その他連合会会長が必要と認めた場合

(表彰)

第3条 連合会会長は、自治会会長としてその職にある者又はあった者で、その業績が顕著なものであると認められるときは、理事会に諮り表彰する。

- 2 表彰は、永年勤続者表彰及び退任者表彰とし、範囲、資格及び内容は別表による。
- 3 連合会会長は、春日部市長による表彰を依頼することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、連合会会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(在職年数の計算)

第4条 在職年数は、満年をもって計算する。ただし、過去に在職歴がある場合は通算して計算するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 春日部市地区長会弔慰金及び見舞金に関する規則（昭和62年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年5月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月18日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

別表（第3条関係）

	永年勤続者表彰	退任者表彰
対象者の範囲及び資格	在職期間が5年以上その職にある者又はあった者で、その業績が顕著であると認められるものに対し5年毎	在職期間が2年以上その職にあった者（表彰前に死亡した者を含む。）で、その業績が顕著であると認められるもの
内 容	表彰状及び記念品	表彰状